

9

第3回総会議事録

(令和5年9月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第3回総会 議事録	
日 時	令和5年9月25日（月曜日）14時00分～17時20分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 14名 出席農業委員数 13名 欠席農業委員数 1名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第10号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第11号議案 特定農地貸付けの承認について</p> <p>第12号議案 都市農地における耕作の事業に関する計画の設定について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第6号 令和5年度 生産緑地地区の都市計画変更案について</p> <p>3 その他</p>

	<p>人・農地プランについて 横浜チャレンジファーマーの参入概要について 法人の参入概要について 横浜農業振興地域整備計画の定期変更について</p>
審議結果	<p>第1号議案 7号 許可</p> <p>第2号議案 2号 許可相当 3号 保留 1号 訂正（第2回総会審議案件：第1号議案第1号）</p> <p>第3号議案 8号 許可相当 9号 許可相当 10号 許可相当 11号 保留</p> <p>第4号議案 7号 承認 8号 承認 9号 承認 10号 承認 11号 承認</p> <p>第5号議案 9号 承認 10号 承認</p> <p>第6号議案 20号 承認 21号 承認 22号 承認 23号 承認 24号 承認 25号 承認 26号 承認 27号 承認 28号 承認</p> <p>第7号議案 保15-10 承認</p> <p>第8号議案 5号 承認 6号 承認</p> <p>第9号議案</p>

	<p>6号 承認</p> <p>第10号議案</p> <p>瀬谷75 承認</p> <p>瀬谷241 承認</p> <p>第11号議案</p> <p>2号 承認</p> <p>第12号議案</p> <p>諸7 承認</p>
議事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第3回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は13名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第3回総会を開会いたします。議事録署名人は、石井勝委員と金子委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 北村委員	<p><第1号議案第7号を朗読></p> <p>大正中学校から南西に約740mの農用地2筆です。譲受人が経営拡大のため、売買により取得するものです。御審議をお願いいたします。</p>
石井豊委員 事務局	<p>どこから通ってきて耕作しているのでしょうか。</p> <p>計画では二宮からとなっています。車で1時間弱の通作ということで、當農計画としては果樹を計画しておりまして、現地に行く頻度としては露地野菜と比べて少ないと考えています。ちなみに、果樹はウメになります。今回取得地にウメを植えて、数年後に収穫を計画しております。そのため、通作地として少し遠いのですが、無理ではない距離と判断しております。</p>
石井豊委員 北村委員	<p>ウメでしたら大丈夫かと思います。</p> <p>敷地の奥に地主が建てた住居が7、8件建っておりまして、その出入口になるため、他に迷惑が掛からないよう、地域でうまくしていくと思われます。もちろん他の農地に迷惑が掛からないよう指導していく予定です。</p>
議長	<p>他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
委員 議長	<p>第1号議案第7号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第1号議案第7号については、許可とします。</p>

議長	次に第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第2号を朗読>
金子委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	みなみ幼稚園から南東に約100mの調整白地1筆です。申請者が駐車場を整備して、事業者に賃貸するものです。借受予定者は、関東を中心に配達業を営んでいる会社です。
	申請地の東側は宅地、南側は用悪水路、西側は道路、北側は畠です。北側及び南側にはコンクリートブロック1～3段積み、東側には型枠ブロック3段積み+1.8mの万能鋼板、西側は道路のため一部切り下げ工事を行います。
	場内は全面アスファルト舗装を行い、雨水は南北に新設した側溝から集水柵、接続柵に集め既設管へ接続して処理します。日照、排水、隣接地への影響については隣地地権者承諾済みで、場内設置予定の照明についても光度等の調節を行い、隣地に影響がないことを確認しており、周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第2号議案第2号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案第2号については許可相当とします。
議長	次に、第2号議案第3号と第3号議案11号と第4号議案10号・11号はすべて関連する一連議案となりますので、まず4号議案農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について10号・11号の説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第10号並びに11号、続いて第3号議案11号、第2号議案3号を朗読>
石井勝則委員	第10号は日枝神社前交差点から北へ約400mの農振白地1筆です。平成14年ごろから資材置場として賃貸が行われるようになります。農地性はありません。
	第11号は日枝神社前交差点から北へ約400mの農振白地1筆です。平成5年に農転許可を得ましたが、当時の許可図面を紛失して登記を行うことができず、非農地申請に至りました。併せて、平成14年ごろから隣接の資材置場が越境していた区域を申請します。農地性はありません。ご審議をお願いします。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第4号議案第10号及び第11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第4議案第10号及び第11号については、承認と決定します。
事務局	次に戻りまして第2号議案第3号、第3号議案第11号を審議します。事務局から説明をお願いします。
議長	<転用計画が不明瞭である旨を説明>
事務局	事務局から説明がありましたが転用計画が不明瞭として保留といたします。
議長	次に、先に8月に開催された第2回総会審議案件第1号議案第1号の訂正を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<8月開催第2回総会案件の訂正について事務局より説明>
議長	報告のとおりとなります。
事務局	次に第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
矢島委員	<第3号議案第8号を朗読>
角田推進委員	議案の詳細については角田推進委員から説明します。 県立横浜栄高等学校から南西に約430mの調整白地2筆です。譲受人が購入し、駐車場等に利用するもので、譲受人は申請地の西側隣接農地で収穫体験などの食育活動を行っており、園児等を農地まで安全に送迎するための駐車場と休憩を取るために利用できる土地を探していました。 申請地は計画に必要最低限の面積となっています。 また、仮登記権者である東急建設株式会社も、申請について同意しています。 申請地の東側及び南側は道路、北側及び西側は農地です。北側及び西側の境界には土留め板を設置します。場内は土のままとし、車両等の出入口には養生マットを敷設します。 雨水は自然浸透及び西側の素掘り側溝で処理します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第3号議案第8号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
事務局	総員挙手と認め、第3議案第8号については、許可相当と決定します。
議長	次に第3号議案第9号と第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」の第9号は関連議案になるため先に第4号議案第9号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第9号を朗読>

石井勝則委員	日枝神社前交差点から南西へ約300mの農振白地1筆です。昭和40年ごろから自宅及び牛舎への資材搬入用の通路となり、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第4号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第9号については、承認と決定します。
事務局	戻りまして、第3号議案第9号について審議します。事務局から説明をお願いします。
石井勝則委員	<第3号議案第9号を朗読> 譲受人が自己住宅を建築するために、転用申請を行うものです。両親の身の回りの世話や農地の管理を行うため、本家に近い申請地への建築を希望するものです。申請地は農業振興地域農用地に指定されていましたが、令和5年5月25日に分家住宅建設を事由に指定除外を受けています。転用面積は今回の転用計画に必要最低限となっています。
事務局	また、申請地の東・南側は畠、北・西側は道路となっています。畠との境界はコンクリートブロック2段とフェンスを、西側境界はコンクリートブロック1段とフェンスを設置します。場内は土のまま及び土間コンクリートとし、北側の道路セットバック部分は碎石砂利敷きとします。
根本委員	雨水は北側道路の雨水本管へ接続し、汚水は西側道路の下水本管を延長して接続します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
事務局	分家住宅を建てる方は通常調整区域だと通常住宅は建てられないと思うのですが、今回の許可が出た条件を教えてください。
根本委員	建築局の基準の中で、調整区域内であっても農家の分家住宅であれば建築可能という提案基準、いわゆる特例といったものがありますので、それに則って今回は建築局に許可申請を出した運びになります。
事務局	他に農地があっても、調整区域内の分家住宅は建てられるということですか。
議長	立地判定は、3種、2種、1種、農用地の順に厳しくなり、他に農地があったときに、立地判定で第2種農地の所で建てたいが他に第3種農地を持っている場合は、そちらの方で建ててくださいと御案内したりしています。また、それよりも市街化区域に農地があれば、よりそちらの方を優先しています。今回は、土地所有者が所有している農地の中で最も制約が少ない土地が、今回の分家住宅を建てる土地となります。
委員	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第3号議案第9号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第3議案第9号については、許可相当と決定します。
議長	次に、第3号議案第10号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井豊委員	<p>＜第3号議案第10号を朗読＞</p> <p>上飯田中学校から南に約150mの農振白地1筆です。譲受人が賃借し、資材置場として整備するもので、譲受人が申請地を資材置場に整備し賃貸するものです。</p> <p>借受予定者は、建設業を営んでいる会社であり、土地造成で発生する残土の一部を仮置きできる場所を探していました。残土の処分および造成で入れる土を用意する際には、その都度費用が発生していたため、その費用を抑えるために今回の申請を希望してきました。</p> <p>申請地は残土の一部（約300m³）および造成作業で使用する周辺養生のための単管パイプを置く必要最低限の面積となっています。</p> <p>申請地の東側は宅地、北側および西側は畠、南側は道路です。北側、東側および西側にはコンクリートブロック2段積み、南側は入口となるため、道路から1.8m幅をアスファルト舗装します。</p> <p>場内は入口部分以外、全面砂利敷き転圧で仕上げ、雨水は場内自然浸透とします。なお、入口となるアスファルト舗装部分についても、申請地の北側に傾斜をつけ、雨水が前面道路に流れ出すことを防ぎます。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。</p>
奥村委員	一時的に残土置き場として使用するということですが、その一時のが終わった後はどうするのでしょうか。
事務局	一時的というのは転用が一時的というのではなくて、他の場所にもっていく残土を一時的に置くということです。転用に関しては永久、すなわち、借りられる間は借りますという計画になっています。残土を置きますので、土の飛び散りや雑草が生えたりしますので、事務局の方から代理人を通して管理をお願いしていくところです。
奥村委員	その残土置き場としての役割が終わった後は、どういう資材置場として利用するのでしょうか。それに対応した調整とかはあるのでしょうか。
事務局	今のところは、残土の一時置場として受けているので、それがすべて終わった後のことまでは確認しておりません。
奥村委員	そうすると、その段階でまた許可を取るということは必要ないんですね。
事務局	転用で地目が農地から変わってしまった場合、その時点で農地法の対象にはならなくなりますので、例えば一度資材置場にした所を別のものにするとしたときには農地法の手続きは必要なくなります。
石井豊委員	補足ですが、残土を最終処分地に送るのに2トンなり3トン車なり、満載で持っていくのが通常ですが、現場によっては少ししか出ない場合、いちいち遠くの現場まで持っていくのが大変なので、一時的に置くという一

事務局

時的です。一時的にそこに貯めておいて、最終処分地にまたそこから運び出します。

残土置き場に仮に使うのであれば、その業務が終わった後、元に戻せるのではないかという御指摘かと思いますが、この会社自体が工事を含んだ業務を恒常にやっている業態だと聞いています。通常であれば、いろいろな場所で請け負った業務をしていくなかで、建設残土を処分する費用を払って処分してもらって、新しく土が必要なところへ土を購入してという業務を繰り返しているのですが、利益を上げたいということで、一度自分の所で請け負った建設残土を処分せずに、この場所を転用して仮に置いていくという業務のスキームに変えたい。それによって、その土を再度使いまわすことで利益を上げていきたいと聞いております。

その後、また許可かという質問は、一度転用許可をして、そういう使い勝手の土地として転用したときは、また元に戻すことは決してないとは言い切れませんけれど、基本的には一度転用したものについては農地でないものに変わっていますので、また農地にするのであれば、それなりの手続きが必要になります。

奥村委員

期間の話だったのか、空間としての仮置きのことか解釈の違いだったと理解しました。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第10号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第3号議案第10号については、許可相当と決定します。

委員

議長

議長

事務局

金子委員

相澤推進委員

議長

委員

議長

議長

事務局

次に第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第4号議案第7号を朗読>

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

阿久和小学校より東に約550mの調整白地2筆です。地権者は畜産業を営んでおり、少なくとも平成8年ごろには、牛舎および山林の一部となっていました。現在まで農地であったことはなく、今後も復元はできず、農地性はありません。御審議をお願いします。

御意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第4号議案第7号については、承認と決定します。

次に第4号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第4号議案第8号を朗読>

北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	小雀小学校から南に約 230m の農振白地 2 筆です。昭和 44 年ごろには住宅のための通路となり、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第 4 号議案第 8 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案第 8 号については、承認と決定します。
議長	次に第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 5 号議案第 9 号を朗読>
廣瀬委員	上瀬谷小学校から南東に約 590m の農用地 11 筆 2 団地ほか生産緑地 6 筆及び調整白地 5 筆の計 22 筆 7 团地です。植木及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は概ね良好です。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第 5 号議案第 9 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案第 9 号については、承認と決定します。
議長	次に第 5 号議案第 10 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 5 号議案第 10 号を朗読>
廣瀬委員	上瀬谷小学校から南東に約 520m の農用地 3 筆 2 团地ほか生産緑地 2 筆及び調整白地 7 筆の計 12 筆 7 团地です。ネギやサツマイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第 5 号議案第 10 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案第 10 号については、承認と決定します。
議長	次に第 6 号議案「相続税・贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	【第 6 号議案第 20 号について、関係委員のため石井豊委員退出】
石井勝委員	<第 6 号議案第 20 号を朗読>
和田推進委員	議案の詳細については和田推進委員から説明します。
	飯田北いちょう小学校から北に約 530m の 4 筆 1 团地及び北に約 850m の 23 筆 2 团地及び北に約 1.2 km の 5 筆 1 団地の計 32 筆 4 团地です。植

	木を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案第20号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第20号については、承認と決定します。
【石井豊委員 入室】	
議長	次に第6号議案第21号・22号・23号・24号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第21号を朗読>
石井豊委員	議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	相鉄ゆめが丘駅から北に約500mの調整白地3筆、北に約600mの調整白地2筆、北西に約700mの調整白地です。ナス・ネギ等の露地野菜及び水稻を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
事務局	<第6号議案第22号を朗読>
石井勝則委員	第二和泉原跨線橋交差点から南東へ約300mの農用地3筆ほか合計22筆7団地です。トマトなどの施設野菜のほか、栗などの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
事務局	<第6号議案第23号を朗読>
矢島委員	飯島橋から北へ約250mの生産緑地の1筆です。みかんを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
事務局	<第6号議案第24号を朗読>
石井勝委員	第二和泉原跨線橋交差点から南東へ約400mの農用地2筆ほか合計22筆8団地です。トマトなどの露地野菜のほか、栗を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案第21号・22号・23号・24号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第21号・22号・23号・24号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案第25号・26号・27号・28号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第25号を朗読>
北村委員	詳細については小宮推進委員から説明します。

小宮推進委員	小雀小学校から北に約 330mの生産緑地 2 筆です。ブルーベリーなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
事務局	<第 6 号議案第 26 号を朗読>
北村委員	深谷町については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	深谷小学校から南に約 250mの農用地 9 筆、農振白地 3 筆及び生産緑地 1 筆 4 団地及び俣野公園から北西に約 400mの農用地 3 筆 1 团地の計 5 团地です。サツマイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
石井勝委員	和泉町については清水推進委員から説明します。
清水推進委員	水稻を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
事務局	<第 6 号議案第 27 号を朗読>
安西委員	中田小学校から東に約 15mの生産緑地。ブルーベリー及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
事務局	<第 6 号議案第 28 号を朗読>
議長	議案の詳細については、笹下を宮森委員、洋光台を根本委員から報告をお願いします。
宮森委員	笹下については宮川推進委員から説明します。
宮川推進委員	笹下中央公園から西に約 10mの 2 筆及び笹下明ヶ沢公園から約 200mの 1 筆、洋光台第一小学校から北西に約 300mの計 4 筆 3 团地です。ネギ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
根本委員	洋光台については、鈴木勇次推進委員から説明します。
鈴木勇次推進委員	洋光台についても肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 6 号議案第 25 号・26 号・27 号・28 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
	総員挙手と認め、第 6 号議案第 25 号・26 号・27 号・28 号については、承認と決定します。
議長	次に第 7 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 7 号議案 保 15-10 を朗読>
金子委員	瀬谷本郷公園から北に約 50mから約 350mの調整白地 5 筆 3 团地です。トウモロコシやトマトなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 7 号議案 保 15-10 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第7号議保15-10については、承認と決定します。
議長	次に第8号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第8号議案第5号、第6号を朗読>
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	5号について説明します。下瀬谷坂上交差点から南東へ約300mの農用地2筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和5年10月1日から令和6年2月29日を予定しています。
石井豊委員	次に6号について説明します。下瀬谷坂上交差点から南東へ約100mの農用地1筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和5年10月1日から令和6年3月31日を予定しています。御審議をお願いします。
事務局	これは土の入れ替えであって、盛土ではないですよね。
石井豊委員	今回、5号と6号両方とも土の入れ替えという表現をしていますが、正式には切土と盛土を行います。例えば5号は1.55mほど土を掘り出しまして、そこからまた2m土を入れる、なので当初からは45cmほど盤面が高くなる、切土と盛土を行うことで土の入れ替えが行われるとなります。
事務局	その場合、盛土に関して土の流失等の対策はなされるのでしょうか。
石井豊委員	基本的に法面部分、一番端の部分の傾斜が30度を超てしまわないよう在我で指導しますし、検査の際にも確認します。また、法面の下のほうで用水路に面している部分については確実に道路へ流出しないよう土留めを設置させるようにしています。
事務局	雨が降ると相当流れそうですが、鋼板か何かで仕切るのでしょうか。
石井豊委員	そうです。鋼板の土留めを入れる場合が多いです。
事務局	例えば鋼板が20~30cmしか上がってなくて路盤が当たると漏れ出したりしますよね。図面とかいただいているのですか。
北村委員	図面はあります。5号については今回地上部分50cmの鋼板が入ります。
事務局	瀬谷の農地造成を何回か見に行ってきました。これは業者に指導してもだめですね。地権者に言わないと。地権者が業者に言えばいいんですが、業者は分かりましたと言って逃げられてしまう。事務局が業者に言っても分かりましたと言って分かっていない。
石井豊委員	ここのことと言っているのではないのですが、以前近くの畑を買ってくれと言われたときに見に行ったら、隣の人が道路ギリギリまで残土が入っていて、上にのっている40cmくらいしか綺麗な赤土は入っていませんよということがありました。なので、1.5m以上下にも土が入るのかは指導できないです。
事務局	土の質については、明らかにガラが入っているなどすれば、当然指導はするのですけれど、造成主の方によつては下にある程度砂利を入れた方が水はけが良くなつたとおっしゃる方もいるので、一律に全部砂利などを入

	られないでくださいという指導は、できないところではあります。
北村委員	先ほどの質問に遡って、法面から崩れた時の土の流出の防止策についてですが、土留め鋼板に加えて指導している内容としては、境界から法尻の間が 30cm 以上はできるようにと、法尻の部分には今回の業者は素掘り側溝を更に追加しますという計画が出てきています。なので、多少崩れてもそこでみれるようなものでありますし、素掘り側溝も一時的なものでしかありませんので、一回掘って終わりではなく、継続的に管理してくださいと委員会から指導しています。
議長	それに関連することですが、私も県の関係で海老名、茅ヶ崎、綾瀬など行きます。農地造成で 3 m といつても 5、6 m 堀っている。業者に言っても聞かない。地権者に言うしかない。地権者が何に使うのか人によって入れ方が違う。20~30cm 赤土が入っていればいいよという人もいれば、1 m 必要だという人もいる。なかなか難しい。強い意見は地主が言わないとダメですね。現地調査を行ったのですが、1 m 覆土してくれていればいい方で下手すると 5、60cm しかしない。ですから地権者が強い姿勢で言わないと難しい。行政が一生懸命指導しても帰ってしまえばお終いです。なので、そういうことも含めて、皆様の力を借りながら事務局と相談して進めて参りたいと思います。
委員	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
議長	第 8 号議案第 5 号及び第 6 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)	
議長	総員挙手と認め、第 8 号議案第 5 号及び第 6 号については、承認と決定します。
議長	次に第 9 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 9 号議案第 6 号を朗読>
矢島委員	議案の詳細については角田推進委員から説明します。
角田推進委員	西本郷中学校から西へ約 20m の生産緑地 3 筆 1 団地です。主たる従事者の故障によるもので、令和 4 年 7 月頃、腰痛・膝の関節痛が悪化し、歩行には杖を要し、しゃがみ作業が困難となり、令和 5 年 1 月には農作業全般を行うことができず耕作ができない状態となつたそうです。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 9 号議案 6 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 9 号議案第 6 号については、承認と決定します。

議長	次に第 10 号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 10 号議案 濱谷 75 を朗読> <第 10 号議案 濱谷 241 を朗読> 買い取り希望者がいましたら、令和 5 年 10 月 4 日水曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。
議長	よろしくお願ひします。
議長	次に第 11 号議案「特定農地貸付けの承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
農政推進担当	<第 11 号議案第 2 号を朗読>
北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	深谷小学校から南東に約 80m の農用地 1 筆です。既存の 63 区画の認定市民菜園に、新たに 1 区画 28~35 m ² を 22 区画整備して拡張するものです。管理者も森企画(株)からフランワーハウス企画(株)に変更となります。
奥村委員	毎回課題になるのですが、駐車スペースや給水設備をどれくらい整備されるのでしょうか。あるいは、なくても大丈夫ならいいのですが、そのあたりを教えてください。
農政推進担当	既存の農園がある時点からですが、隣地に山林があるのですが、こちらも同一地権者となっておりまして、議案書 15 ページを確認していただくと既存農園と申請地の東側に駐車場の記載があると思います。山林部分を防草シートを敷いて駐車場、物置き、休憩所等の整備がされているので路上駐車等の心配はないと考えております。給水施設についても、既存区画の南にすでに整備されているものがありますので、そちらを使用しながら農園を使用していくということです。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 11 号議案第 2 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 11 号議案第 2 号については、承認と決定します。
議長	次に第 12 号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の設定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
農政推進担当	<第 12 号議案 諸 7 号を朗読>
根本委員	議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。
鈴木勇次推進委員	釜利谷小学校から南東に約 210m の生産緑地 1 筆です。土地所有者が農業法人に使用貸借を行うものです。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 12 号議案諸 7 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第12号議案諸7号については、承認と決定します。
議長	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第1号から第6号まで一括で報告>
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。
農政推進担当	御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。
環境活動支援 センター	<人・農地プランについて>
農政推進担当	<横浜チャレンジファーマーの参入概要について>
事務局	<法人の参入概要について>
	<横浜農業振興地域整備計画の定期変更について>
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。
	御意見がないようでしたら、これをもちまして第3回総会を閉会といたします。
	(閉会 17時20分)

令和5年9月25日開催 第3回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豪	会長	出席	議長
2	矢島 寛	会長職務代理者	出席	
3	森 雅則		欠席	
4	田中 豊		出席	
5	石井 勝		出席	議事録署名人
6	金子 秀喜	連合会理事	出席	議事録署名人
7	石井 勝則		出席	
8	奥村 玄		出席	
9	石井 豊		出席	
10	根本 和正	連合会理事	出席	
11	安西 八幸		出席	
12	宮森 和之		出席	
13	鈴木 宏	連合会理事	出席	
14	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		欠席	
5	田邊 実		欠席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、幡野事務職員、山本(玲)事務職員
 環境活動支援センター 近藤
 農政推進担当